第3期小牧市子ども・子育て支援事業計画の策定について

■計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援にかかる取組みをまとめた総合的な計画として策定しています。

現在の小牧市子ども・子育て支援事業計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定された第2期計画となっています。本計画が令和6年度で期間終了となるため、令和7年度からの5年間を期間とする第3期計画(以下「次期計画」という。)を策定します。

関連計画等の名称	計画の概要
小牧市まちづくり推進計画	上位計画
小牧市立保育園運営計画(改訂版) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する市町村の 子どもの貧困対策についての計画	本計画に統合
小牧市地域福祉計画	関連計画として 整合性を図る計 画

■スケジュール (案)

	時期	内容
	令和 5 年 12 月 20 日	第3回小牧市こども・子育て会議
令 和		【アンケート内容の検討】
5	令和6年1月	【アンケート内容の確定】
年度	令和6年2月~	【アンケート調査実施】
	令和6年3月	第4回小牧市こども・子育て会議
	令和6年6月頃	第1回小牧市こども・子育て会議(R6年度)
		【アンケート結果報告書について】
	~令和6年9月頃	・関係団体ヒアリング、ワークショップ等の実施
令 和		・次期計画期間における量の見込みの集計
6 年		・量の見込みおよびアンケート結果をもとに
度		次期計画素案の策定
	~令和7年1月頃	次期計画策定に対するパブリックコメントの実施
	~令和7年2月頃	次期計画策定内容の検討及び修正・編集等
	令和7年3月頃	次期計画策定

■子ども・子育てに関するアンケート調査について

1 目的

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、 5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっています。

また、計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要とされており、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下、「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

そのため、本市においても第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に 当たり子ども・子育てに関するアンケート調査を実施します。

2 実施時期(回答受付期間)

令和6年2月上旬~中旬の2週間程度

3 対象者および回答方法

対象者	対象人数	回答方法
0~6歳未満の子を持つ保護者	1,500 人	Web 回答
小学生の保護者	1,500 人	Web 回答
市民 (満 20 歳~39 歳)	1,500 人	Web 回答
合計	4,500 人	

4 国が定める「量の見込み」と「確保の内容」に係る項目

全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業		
1	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園)		提
1	< 専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>		供内
	保育認定① (幼稚園)		容の
2	<共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>		確保
	保育認定② (認定こども園及び保育所)		
3	保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)		
4	時間外保育事業		
5	放課後児童健全育成事業		
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)		
7	地域子育て支援拠点事業		
	一時預かり事業		
8	・幼稚園型		みと
	• 幼稚園型以外	-	確
9	病児保育事業		保の
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		内容
11	利用者支援事業		
12	子育て世帯訪問支援事業 ※		
13	児童育成支援拠点事業 ※		
14	親子関係形成支援事業 ※		

※令和4年児童福祉法改正により、新たに創設(令和6年4月1日施行)される事業 子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

- ▼ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)
- ▶ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例)調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

- ▶ 養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える学齢期の児童を対象
- ▶ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
 - 例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機 関との調整

親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

- ▼ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- ▶ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況に応じた支援を行う。

地 域 子 تلح 廴 ŧ 4 子 催 育 呆 て D 支 勺 援 容 事 業 \mathcal{O}

教育

保

育

 \mathcal{O}

量

 \mathcal{O}

見

込みと

5 調査項目

(1)家庭類型

対象となる子どもの父母の有無、就労状況により「家庭類型」を8種類に分類するとともに、今後の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類を算出する。また、子どもの年齢区分に応じた分類も必要となる。

【家庭類型の種類】

_ 【	
タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプ D	專業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月 120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプ F	無業×無業

【家庭類型算出のための必要となるデータ】

[目
父母の有無
〕母親の就労状況
)父親の就労状況
)母親(父親)の就労意向
)子どもの年齢

(2)対象事業別の調査項目

現在の利用状況や将来的な利用意向を調査し、国が定める対象事業ごとに利用意向率を算出する。